

退職金専用定期貯金

生き生き

定期

退職金を300万円以上(3,000万円以内)
スーパー定期貯金(1年(単利)／自動継続)として
ご契約いただくと

1年
もの

年

0.20%

(税引後年0.159%)

対象者
条件

◎商品取扱期間中に退職金をお受け取りになられた
満50歳以上の個人の方を対象とさせていただきます。

※「退職金受取口座のお通帳」等で、退職金の入金日を確認させていただきます。

◆取扱期間◆

2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

※特別金利の適用は初回満期日までとし、満期日以後は継続日における店頭金利を
適用いたします。

※満期日までに中途解約される場合は、当JA所定の中途解約利率が適用されます。

※お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。

※金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、
または取扱いを中止する場合がございます。

※金利は2024年4月1日現在

※店頭で説明書をご用意しております。

くわしくは、お近くのJA窓口にお気軽にお問い合わせください。

地域に応援!

JAバンク JAグリーン近江

ホームページ <https://www.jagreenohmi.jas.or.jp/>

退職金専用定期貯金

活き活き定期

商品概要／スーパー定期貯金〈単利型〉(2024年4月1日現在)

商品名	スーパー定期貯金(単利型) 愛称/退職金専用定期貯金「活き活き定期」
ご利用いただける方	取扱期間中に退職金を受け取られ、一部または全部を定期貯金としてご契約いただける満50歳以上の個人の方
期間	◎定型方式 1年 ◎自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。
預入方法	①預入方法 一括預入 ②預入金額 300万円以上3,000万円以内 ③預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	①適用金利 ◎預入時の下記の約定利率を初回満期日まで適用します。 年0.20%(税引後0.159%) ◎自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金(単利型)の約定利率を当該満期日まで適用します。 ②利払頻度 満期日以後に一括して支払います。 ③計算方法 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ④税金 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ⑤金利情報の入手方法 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
取扱期間	2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)
確認書類	退職金受取口座のお通帳にて退職金の入金日・金額等を確認させていただきます。
制約条件	◎お預入れは新規資金に限らせていただきます。 ◎取扱期間中に退職金をお受け取りになられた満50歳以上の個人の方を対象とさせていただきます。 ◎窓口での取扱いに限らせていただきます。
手数料	なし
付加できる特約事項	◎総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ◎マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ◎通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	◎満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満…解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満…約定利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融事業部(電話:0748-25-1922)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 紛争解決措置 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融事業部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 滋賀弁護士会(電話:077-522-3238)京都弁護士会(電話:075-231-2378) なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。 ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談(有料)を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。(弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。)
その他参考となる事項	◎満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ◎金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止する場合がございます。 ◎証書式、通帳式、総合口座での取扱いができます。 ◎その他詳細については、「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」に準じます。

取扱期間／2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月)

くわしくは、お近くのJA窓口お気軽にお問い合わせください。

地域に応援!

JAバンク JAグリーン近江

八幡東支店 TEL.38-5000
安土支店 TEL.46-2561
八幡西支店 TEL.33-3434
きてかーな出張所 TEL.32-2376大中の湖出張所 TEL.46-6003
竜王支店 TEL.58-0353
日野東支店 TEL.52-2211
(店舗内店舗 日野北支店)日野西出張所 TEL.52-2255
東近江中央支店 TEL.22-0374
八日市南支店 TEL.22-3003
八日市西出張所 TEL.22-2171永源寺支店 TEL.27-1251
能登川支店 TEL.42-2131
五箇荘出張所 TEL.48-2404
(店舗情報は、2024年4月1日現在)ホームページ <https://www.jagreenohmi.jas.or.jp/>